平成２８年（フ）第１７４号
山形県天童市本町２丁目１番５号
債務者　仲島　明彦
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９０号
山形市大字上宝沢229番地
債務者　小林　央子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６０号
群馬県吾妻郡中之条町大字岩本1549番地
債務者　關　　**廣**光
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８７号
岐阜県多治見市若松町２丁目18番地の１
ファミール若松102
債務者　甲斐　健靖
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１８５９号
名古屋市中川区松葉町５丁目54番地　メゾン穂波202号
債務者　安江美帆子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０１号
北九州市小倉南区沼南町１丁目３番９―907号
債務者　樋田真奈美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４９号
北海道帯広市東８条南12丁目１番地10　中央団地１棟806号
債務者　熊谷　智子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
北海道帯広市西14条南17丁目１番地　緑ヶ丘団地132
債務者　富田　　舞（旧姓犀川）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
群馬県太田市藤阿久町503番地５　エース藤阿久201号、前住所群馬県太田市高林北町1103番地７
債務者　今井　　宏
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１６８号
群馬県太田市茂木町643番地１　紅屋ハイツ201号
債務者　中山　忠政
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１６９号
群馬県太田市飯塚町538番地４
債務者　藤坂富美枝
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１１２５号
京都市北区大宮北林町14番地　リュミエール103号、前住所京都市東山区古門前通東大路西入上る高畑町601番地　シャイン東山411
債務者　辻井佐友里（旧姓北岡）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７９８号
広島市佐伯区薬師が丘３丁目３番５―２号
債務者　上田　　圭
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５５号
香川県高松市西春日町1407番地　県住９―106
債務者　佐々木多惠子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５８号
香川県さぬき市寒川町神前1684番地　神前団地Ｃ―205
債務者　大河原ともみ（旧姓長町）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９９号
仙台市青葉区一番町１丁目５番20―401号、従前の住所仙台市宮城野区新田４丁目28番38号　グランチェスタ・新田105
債務者　空本かおり（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７０３号
仙台市青葉区一番町１丁目５番20―401号、従前の住所仙台市宮城野区新田４丁目28番38号　グランチェスタ・新田105
債務者　空本　賢和
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係